

富山県ビーチボール協会 大会参加資格要綱

1. 適用大会

- (1) ジャパンカップビーチボール選手権大会
- (2) 富山県ビーチボール選手権大会
- (3) 富山県レディースビーチボール大会
- (4) ブロックビーチボール大会
- (5) 富山県シニアビーチボール大会
- (6) その他県協会が特に指定する大会

2. 参加資格について

- (1) 県協会に加盟する市町村地区支部協会（以下「市町村協会」という。）に登録するチーム及び監督、選手で大会要項に定める者でなければならない。
- (2) 市町村協会が主催する予選大会、県協会が主催する大会等に、監督および選手は複数のチームで登録・出場することはできない。
また、2市町村協会にまたがる登録・出場はできない。

3. 資格違反確認後の措置について

(1) 大会中の資格違反

- ① 試合前、試合中に監督及び選手の資格違反が確認された場合は、違反チームは失格とし、試合は没収する。
- ② 試合終了後に監督及び選手の資格違反が確認された場合は、違反チームは失格とする。但し、失格決定前の試合は有効とする。
(失格決定後の試合は、没収する)
- ③ 閉会式前に監督及び選手の資格違反が確認された場合は、違反チームは失格とし、表彰は取り消しとする。但し、失格決定前の試合は有効とする。
- ④ 監督及び選手の資格違反が確認されたチームは、予選大会等で得た上位大会の出場権がある場合は、その権利を剥奪する。

(2) 大会終了後の資格違反

監督及び選手の資格違反が確認されたチームの予選大会等で得た上位大会の出場権がある場合は、その権利を剥奪する。

(3) 資格違反が確認されたチームの監督、選手に対し、県協会は次の処分を科すことができる。

A：違反チームの監督、選手に対する厳重注意

B：違反チーム名及び監督、選手名の公表（総会）

C：違反チームの監督、選手に対し処分決定の日から1年以内の出場停止

資格違反が確認されたチームの監督、選手の処分決定の際、県協会は当該市町村協会の意見聴取を行わなければならない。

次のページへ

4. 監督及び選手の補充について

(1) 推薦で出場するチームの場合（ジャパンカップビーチボール選手権大会）

- ① 推薦で出場するチームは、前回大会の監督及び選手が同一であることを原則とする。

但し、監督及び選手が都合により出場できない場合は、交代員を補充することができる。補充は、当該市町村協会に登録する者に限る。

- ② 次回大会に出場権を有するチームの監督及び選手が、市町村協会の予選大会に出場した場合は、推薦出場の権利を失うものとする。

(2) 予選大会で上位大会出場権を得たチームの場合

大会出場権を得たチームの監督及び選手は、予選大会等に出場した者と同一であることを原則とする。

但し、監督及び選手が都合により出場できない場合は、交代員を補充することができる。補充は当該市町村協会に登録したものに限る。

(3) 上記の監督及び選手の補充を希望する場合は、次の区分により承認を得なければならない。

① 市町村協会長の承認が必要な大会名

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・県ビーチボール選手権大会 | ・ブロックビーチボール大会 |
| ・県レディースビーチボール大会 | ・県シニアビーチボール大会 |
| ・その他県協会の指定する大会 | |

② 市町村協会長及び県協会長の承認が必要な大会名

- ・ジャパンカップビーチボール選手権大会

5. ジャパンカップビーチボール選手権大会の出場チームについて

(1) 前回大会の優勝チーム（推薦出場）

(2) ブロック大会において出場権を獲得したチーム

(3) 大会開催の都県から参加チームの追加要請があったとき、県協会長が推薦するチーム

附　　則

この要綱は、平成20年4月13日から施行する。